

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月26日

徳島県知事 殿

住 所 徳島県海部郡美波町奥川内字寺前 493-6
名称及び代表者の氏名 美波町商工会
会長 岡本 裕二

住 所 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1
名称及び代表者の氏名 美波町長 影治 信良

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：大西 弘志

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

美波町は、平成 18 年 3 月 31 日に、旧日和佐町と旧由岐町が合併して誕生した総面積 140.8 km²の町で、徳島県の南東部、県南海岸の中央に位置し、北は阿南市、那賀町、西は牟岐町、海陽町に接している。町の大部分を山地が占め、海岸部は風光明媚なリアス式海岸で、室戸阿南海岸国定公園の中央部に位置している。

集落は、西部の日和佐川上流域に山河内、那賀町と隣接する赤松川流域に赤松、中央の北河内谷川流域に北河内、日和佐川下流域に集落規模最大の奥河内が位置し、河口付近には町の中心部である日和佐浦が市街地を形成している。東部には、伊座利、阿部、志和岐、由岐、木岐や恵比須浜といった良港として栄えた漁村集落が点在している。

【美波町の位置図】



【美波町日和佐川河口、大浜海岸沿い】



②想定される災害リスク

【地震・津波】

美波町に大きな被害を与える災害としては、中央構造線と南海トラフを震源とする地震が考えられる。中央構造線は長野から九州まで大きな断層があり、活発に動いている部分は、四国地方から紀伊半島西部にかけての区間である。活動度はAクラスで地震のマグニチュードは8に相当すると言われる。

また、南の沖合には南海トラフがあり、マグニチュード8～9クラスの地震が、今後30年で70%～80%の確率で発生すると想定されている。＜美波町防災計画より＞

この南海トラフ巨大地震による揺れの大きさは、美波町域の大部分で震度6強、日和佐、由岐地区の中心集落をはじめとする海岸部では震度7が想定されている箇所も見受けられる。

またこの地震による津波の最大高さは阿部地区の20.9m(徳島県最大値)で町の中心部の日和佐港では約10m、由岐漁港では12mと想定されている。

また、津波影響開始時間(+20 cm)は、由岐漁港口で12分、日和佐港入口で10分となっており、早期の迅速な避難行動が重要である。

本町の集落は、海岸部の限られた平地部に開けており津波浸水区域をみると、多くの集落で甚大な津波被害の発生が危惧される状況にある。＜美波町国土強靱化地域計画より＞

(建物全壊・焼失棟数)

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
				冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
2,000	※	※	1,200	※	10	10	3,300	3,300	3,300

(建物半壊棟数)

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
380	30	※	110	—	530

(死者数)

揺れ			津波			火災	機器転倒、落下物他		
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
130	80	100	2,300	1,100	1,100	若干名	0	※	※

(死者数 合計)

冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
2,400	1,200	1,200

※は若干数を表す。

負傷者も最大で 600 人弱予想される。

また、ライフラインも上下水道、電力、通信とも約 70%が復旧対象軒数と想定され、上下水道は 1 ヶ月以内に復旧予定だが、電力、通信は早急な復旧は難しい。

【洪水・土砂災害】

美波町は年間雨量が 3,000 mm を超えることもある多雨地帯に位置し、かつ台風常襲地帯でもあることから、常に強風、高潮、大雨、洪水、地滑り等の災害に見舞われる危険にさらされている。

伊座利川、志和岐川、日和佐川、北河内谷川、西谷川、奥潟川に重要水防区域が設定されており、他にも、赤松川等多くの河川を擁している。そのため、各水系ごとに一貫した、治水、砂防、河川改良及び地すべり防止事業等を計画的、総合的に推進し、災害の防除軽減を図ることが急務である。特に近年は、局地的な短時間豪雨による浸水被害、土砂災害被害が発生しており、短時間で床下・床上浸水した例もある。

このような状況から、全町規模の災害から、短時間豪雨による局地的な災害、また複合災害も想定され、ハザードマップによると 1 日総雨量 474 mm と想定した場合、国道 55 号線以南の奥河内地区、役場付近の本村地区、及び西河内地区は浸水最大 3m の浸水が想定されており、また役場近辺では土砂災害の危険地域でもある。＜美波町地域防災計画及び美波町日和佐川ハザードマップより＞これらを踏まえ、美波町では防災ナビ（アプリ）の運用を令和 2 年 1 月より開始し避難情報、ハザードマップ、避難経路、避難場所の確認などの情報を取得しやすくした。

【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 281 者
- ・小規模事業者数 265 者

商工業者の状況 (内訳)

令和6年度徳島県商工会連合会実態調査による

業種	区 分 商工業者数	区 分 小規模事業者	備 考
製造業	29	28	日和佐地区に多い
建設業	44	42	由岐、赤松地区にも点在し全町に
卸・小売業	85	77	由岐、赤松地区にも点在し全町に
飲食・サービス業	78	74	日和佐奥河内地区に集中
その他	45	44	
合計	281	265	

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取組

・防災計画の策定

災害基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、美波町の地域に係る災害対策に関し、防災に万全を期するため、美波町地域防災計画を策定。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災関係機関がとるべき災害予防、災害緊急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項などを中心に定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、具体的推進に努めるものとしている。

・美波町新型インフルエンザ対策行動計画の策定

住民生活に深刻な影響をもたらすといわれる新型インフルエンザの発生に備え、国及び県の行動計画等に基づき、新型インフルエンザ対策の実施に向けた危機管理体制の構築を行い、本町での対策実施のための行動指針を示すことを目的として作成した。

・防災訓練の実施

関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施。防災訓練は、11月5日の津波防災の日津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施することとしている。

・防災備品の備蓄、自主防災会との連携

津波からの安全な避難を実現するため、町は各自主防災組織並びに町内会等と連携して適所に避難場所を計画的に整備している。なお、津波が収束するまでの一時的な滞在が想定されることから、自主防災会等との連携を図りながら、備蓄倉庫やトイレ等の確保と整備を進めている。それに加えて、住民の食料等の備蓄や行政による地域備蓄拠点での備蓄、並びに流通業者との応援協定等による総合的な備蓄体制を確立し、少なくとも災害発生後7日分相当の食料の確保に努めている。

・防災タワーの建設、緊急避難路整備

避難困難者の解消を図るため、高台への避難に相当な時間を要する平野部など避難困難地区については鉄筋コンクリート造で、津波浸水高よりも十分に高い建物を津波避難ビルとして利用するとともに、津波避難タワーの整備を進めた。えびす津波避難タワーH31.2.26完成。大浜津波避難タワーH31.3.11完成。奥河津波避難タワーR3.10完成。

・防災アプリの作成

美波町住民の防災意識を向上し、災害に強いまちづくりの構築を促進するため、平時には津波避難マップや日和佐川洪水ハザードマップ、土砂災害警戒区等の確認、また町内で発生が懸念される様々な災害に対する二次被害防止のための情報を速やかに発信する防災アプリを作成し配信した。(令和2年1月配信)

2) 当商工会の取組

・事業者 BCP 等に関する国、県の施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「企業の防災対策・事業継続強化に向けて」の小冊子配布や、防災、減災に関心のある事業者へ事業継続力強化計画作成支援のためのセミナー開催を実施してきた。

・事業継続力強化計画策定支援の実施

災害リスクを認識し、事前対策の必要性を理解した事業所等への計画策定支援を実施した。

(5 年間の計画認定件数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
事業継続力強化計画	0 社	0 社	0 社	12 社	30 社

・美波町との連携による避難訓練の実施

毎年 11 月、職員による避難訓練を実施するとともに、備蓄物の確認を実施した。

・美波町避難タワーへの避難訓練

町内 3 基目の避難タワー（奥河津波避難タワー）が建設されたのを機に、巡回時の地震・津波の発生に備え、海岸線の現地のタワーへの避難訓練に参加し、地区会員と共に、タワーまでの避難経路の確認、備蓄品の準備等について協議した。

・地震、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

毎年 1 回、事業者へビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回時にパンフレットを携帯し、各事業者の立地場所の災害リスクについて情報共有を行い、リスクヘッジを促した。

・防災備品の備蓄と点検

懐中電灯、乾電池、消毒液、カットバン、水ペットボトル、ライター、ゴミ袋、軍手、タオル、ブルーシート等の備蓄を確認し、古くなったものは定期的買い替えている。

毎年一回、避難訓練時に備蓄品の点検を行っている。

II 課題

現状では、被災、発災について漠然としか捉えていない事業所が多いのが現状で、災害リスクに対しての準備、緊急時の取り組み、協力体制、連絡網等の整備について、充分ではないのが現状である。また、平時、緊急時に対応を推進するノウハウを持った人員が確保できておらず、土日、祝祭日に被災した場合、職員が町外、遠隔地から通勤しているため、参集に時間を要する可能性が高い。更に、保険・共済などリスクマネジメントに関して助言、指導・支援を行える職員が不足しており能力不足と人的不足という課題が浮き彫りになっている。

①管内小規模事業者の危機意識の不足

「まだ大丈夫」「被災時にどこに居るかわからない」「被災したら事業をやめればいい」など危機意識の不足が多々見られる。

②事業者 BCP、事業継続力強化計画の策定と実行への理解浸透

計画の必要性、実効性、効果については徐々に理解が浸透してきている。ただ計画策定の段階まで進んでも、専門家や経営指導員等他人任せになりがちな状況が見受けられ、計画の実効性を担保することが難しい。

③計画策定支援ノウハウ不足

計画策定を推進しつつも職員によれば BCP、事業継続力強化計画策定支援の経験やノウハウが不足しており、専門家及び損保会社との連携が必要な場合もある。

④緊急対応に関する町と商工会との連携体制が整っていない

現在、町と商工会それぞれの事業継続計画に従って、事前対策、応急対策を行うことになるが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

今後、委員会等の設置により意見交換の場を設け、本事業継続力強化支援計画の定期的見直しや、被害状況把握、緊急相談窓口設置の具体的手順等の協議の場としたい。

⑤新型インフルエンザ等の感染症対策の徹底

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

美波町国土強靱化地域計画に基づき、近々に発生し得る大規模自然災害に備え、中小企業等に対する自然災害や被災後のいち早い復旧対策について町、商工会が一つになって取り組むこととし、管内小規模事業者に対して、大規模自然災害の発生後も経済活動を継続することを目標とした事業継続力強化のため、次の取り組みを行う。

①BCP、事業継続力強化計画策定支援の実施

(5年間の計画策定目標)：計 50 事業者

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
事業継続力強化計画	10 社	10 社	10 社	10 社	10 社

②地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の一環として、地震リスク、水災リスク軽減のため地震保険、火災保険、ビジネス総合保険の推奨及び保険、共済の見直し相談等を実施しリスク対策を推進する。

③被害状況の把握、連絡網、報告ルートの確立

- ・発災時における連絡体制を円滑に実施するため、美波町への被害情報報告ルートを構築する。
- ・役職員の連絡網の定期的修正、管理により、各地区の被害状況の報告ルートを構築する。

④応急・復興支援を行うための連携体制の整備

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「域内感染者発生期」と細分化した 4 段階目）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、商工会内部における職員の業務実施体制、役職員の連絡体制、緊急相談窓口設置の体制づくりのため徳島県商工会連合会等、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合、速やかに徳島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップやあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「ハザード情報レポート」等を用いながら、事業所立地場所において想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について説明する。
- ・損保会社と連携し、保険見直し相談を実施し自然災害に対するリスク管理の見直し、被災時に事業再開のための費用担保について説明する。
- ・会報、ホームページ等で国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の紹介、BCPに取り組んだ事例紹介などを行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・とくしま産業振興機構等専門家と連携し、実効性の高いBCP、及び事業継続力強化計画の作成を支援する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和1年9月に事業継続計画を策定済であるが、今後の環境変化に応じて適宜加筆修正を行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社と全国商工会連合会との協定による専門家派遣を依頼し、ハザード情報提供、小規模事業者対象普及啓発セミナー、保険見直し相談、損害保険の紹介を行う。
- ・とくしま産業振興機構と連携しBCP、事業継続力強化計画等の作成支援につき連携する。
また、専門家派遣によりグループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等について説明、申請支援を連携して支援する。

4) フォローアップ

- ・保険見直し相談会に参加した事業者に対し、見直し後の保障内容について確認する。
- ・事業継続力強化計画策定事業者については、定期的な見直し、実施状況確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0以上の地震）が発生したと仮定し、避難経路の確認、職員、役員、行政との連絡網の確認等を行う。
- ・避難訓練の実施

<2. 発災後の対策>

自然災害の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に各自、自身及び家族の安否確認し、通信網が使用可能なら職員間の LINE 等で連絡する。

また、大まかな被害状況（家屋被害、道路被害状況等）、業務従事の可否も同時に各自連絡する。これらの、役職員安否情報、被害状況は町と LINE、携帯等で情報共有する。安否確認後、職員召集の可否を確認し、職員参集後、次の非常時優先業務について町と協議する。

◆ 町と連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 被害調査・経営課題の把握
- 復興支援策活用の支援業務

応急対策実施には、参集できる職員の確保をはじめ、事務所、ライフラインの確保も必要なので応急対策実施の可否を確認するための仕組みを町と整備する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（在宅時の豪雨のケース）職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

（在宅時の大型地震のケース）職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できから、通勤経路の確保、安全確認後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

徳島県商工会連合会、羽ノ浦町商工会、那賀町商工会に応援要請。

※被災時点の県下職員の配置状況によるが、広範囲、広域での被災になった場合は、職員が遠隔地からの通勤となっている商工会が多いため、臨時的に近隣の商工会に出勤し、その地区の計画・マニュアルに則って初動対応、現状把握するような体制作りを徳島県商工会連合会の指導の下、検討するよう要請する。

- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

出勤時、平時に被害発生の場合は、美波町役場担当課、及び商工会役員と連携し被害状況を確認。道路等安全確認できた場合は、町内巡回し被害状況を確認する。

（被害状況の目安は以下を想定）

大規模被害	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害あり	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に2回連絡する
2週間～1ヶ月	1日に1回連絡する
2ヶ月以降	2日に1回連絡する

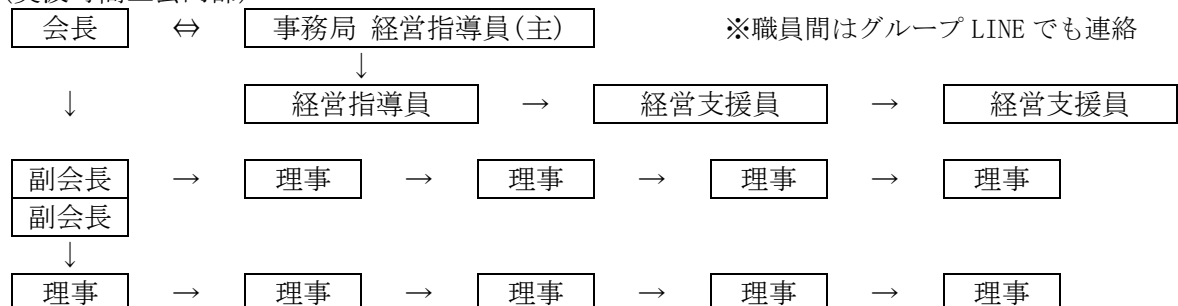
- ・当町で取りまとめた「美波町新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

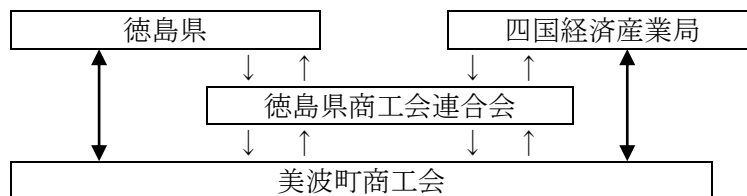
- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。（役員から各地区の被害状況報告をもらう）
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と美波町は被害状況確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を徳島県の指定する方法にて当会又は当町より徳島県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

※指示命令系統・連絡体制 （安否確認）

（美波町商工会内部）



（美波町商工会外部）



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、美波町と相談する。
（国、徳島県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、ハローワークとの連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には求人

票作成支援をし、ハローワーク間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。
 また、日本政策金融公庫との連携により、事業者の事業再開のための特別融資の斡旋や、既存の借入金の条件変更等について迅速に対応し資金繰りを支援する。
 被災した事業者、従業員やそのご家族のため徳島県商工会連合会、及び、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の連携により、迅速な共済、保険の給付金申請手続きにより、生活資金、事業資金の両面を支援する。

- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

段階	時期	被害調査の内容	確認方法
1	発災直後～ 2 日程度	役職員安否確認、人的被害確認	役職員 LINE、連絡網 で確認
		大まかな被害確認 (職員参集可否、及び居住地から勤務地経 路被害状況確認)	役員連絡網にて各地区 の被害状況報告確認
2	安全確認後 ～7 日程度	直接被害の確認 (非住居被害、商工関係被害)	管内小規模事業者を対 象に巡回訪問による聞 き取り
		間接被害の大まかな確認 (再開可否、商品原材料調達状況等)	
3	発災 4 日後 ～14 日程度	経営課題の把握 (事業再開、資金繰り、共済請求手続き等)	管内小規模事業者を対 象に巡回訪問による聞 き取り 相談窓口設置後は窓口 相談
		間接被害の確認 (売上減、経費増、風評被害等)	

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、町施策、補助金等の申請支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国、徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を、徳島県、徳島県商工会連合会、また近隣で津波被害が想定されにくい那賀町商工会、羽ノ浦町商工会に相談する。
- ・被災後の臨時的仮設商店・商店街の開店
 安全性の確保される場所において、那賀町商工会、羽ノ浦町商工会との連携により、交通網が遮断されていなければ、一時的に那賀町、羽ノ浦町の事業者から仕入、仮設店舗にて販売を行う。
 そのための具体的な連携方法について那賀町商工会、羽ノ浦町商工会と協議する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 6 年 1 2 月現在)	
(1) 実施体制	
<pre>graph TD; A[美波町商工会本所 法定経営指導員] --- 連携 B[美波町]; A --- 連絡調整 C[美波町産業振興課]; B --- 連携 D[美波町消防防災課]; C --- 連絡調整 D; A --- E[美波町商工会由岐支所];</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
経営指導員 大西 弘志	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）	
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行 ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上） ・ 他の職員への指導、助言等スキル向上支援	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所	
美波町商工会	住 所 徳島県海部郡美波町奥河内字寺前 493-6
	TEL 0884-77-0759
	FAX 0884-77-1179
	E-mail tsci1400@tsci.or.jp
②関係市町村	
美波町産業振興課	住 所 海部郡美波町奥河内字本村 18-1
	TEL 0884-77-3617
	FAX 0884-77-1666
	E-mail sangyo@minami.i-tokushima.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
セミナー開催等	105	105	105	105	105
チラシ制作費等	35	35	35	35	35

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、美波町補助金、徳島県補助金、国補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 橋口 信也 住所 徳島県徳島市徳島町 2-19-1
連携して実施する事業の内容
①想定被害の把握のため「ハザード情報レポート」の提供 ②損保商品の見直し相談 ③BCP、事業継続力強化計画策定への専門家派遣
連携して事業を実施する者の役割
①「ハザード情報レポート」の提供により、各事業所に想定被害及び想定リスクを認識させる。 ②必要に応じ、リスク管理として損保商品の見直し相談を実施する。 ③BCP、事業継続力強化計画作成支援のため、専門家を派遣する。 ・簡易に入手できる「ハザード情報レポート」により、事業所の減災、防災意識が高まる効果を期待するとともに、簡易キット「BCPキットくん」の利用により事業継続力強化計画、BCP策定へ取り組むきっかけになる効果を期待する。
連携体制図等
○あいおいニッセイ同和損保株式会社 徳島支店 ハザード情報レポート、損保見直し相談、専門家派遣依頼 美波町商工会 ←→ あいおいニッセイ同和損害保険(株) ハザード情報レポート提供、損保見直し相談開催、専門家派遣